

読書コーナー

同志少女よ、敵を撃て  
逢坂冬馬/早川書房

第二次対戦中の独ソ戦を舞台に、ドイツ軍に母親を殺され、故郷を焼き払われた少女セラフィマは、究極の問いを投げかけられる。「戦いたいのか死にたいのか」。純粋だった一人の少女が狙撃兵になるべく育てられ、戦争にも順応していく。戦闘シーンの臨場感もさることながら、復讐に燃える心、はじめて人に銃を向ける葛藤、戦争という極限状態にも慣れていく自分への迷い、同じ隊の同士への想いなどセラフィマの心の動きや、子どもを守るため、女性を守るため、自由になるため、それぞれの信念のもとに戦う女



性狙撃兵たちに胸が熱くなります。誰もが怪物に、悪魔になる戦争。その戦いの中に存在する真の敵とは？セラフィマの目を通して戦争の不条理さが描かれています。TVではロシアのウクライナ侵攻のニュースが流れ、安全な暖かい部屋でこの本を読むのは辛く感じました。この作品がロシアのウクライナ侵攻とほぼ同時期に出たことに何か因果めいたものも感じました。不勉強のため歴史的背景や地名や人名などに混乱する部分もありましたが、セラフィマ達それぞれの胸に秘めた思いや葛藤を感じました。戦争の失わせるものの大きさ、敵とは何か考えさせられました。平和な世界を望まずにはいられません。読み応えがあり、どんどん物語に引き込まれました。作者はこれがデビュー作というには驚きです。アガサ・クリスティー賞、本屋大賞受賞の話題作です。おすすめいたします。(文責・高橋)

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



令和5年(2023年)10月1日から導入されるインボイス制度では、これまでのような仕入れや経費にかかる請求書等だけでなく、売上げについて自社が取引先に交付したインボイスの写し等についても保存することが義務付けられると聞いたのですが、本当でしょうか。

**A** ご相談内容のとおり、インボイス制度開始後は、取引先に交付したインボイスの写し等についても保存することが義務付けられます。

【解説】

1. 現行の消費税法における、帳簿の備付けや請求書等の保存に関するルールの概要

現行の消費税法では、事業者(消費税免税事業者を除きます)は帳簿を備え付けて、その帳簿に売上げや経費の支払いなどの取引を行った年月日やその取引内容など、一定の事項を整理とかつ明瞭に記録し、その帳簿を保存しなければならないと定められています。

また、商品の仕入れや経費の支払いにかかる消費税を、売上げにかかる消費税から控除しようとする場合(仕入税額控除を行う場合)には、原則として、上記の帳簿に加えて書類の作成者の氏名や名称など、一定の事項が記載された請求書等を保存することも義務付けられています。

2. インボイス制度開始後の、帳簿の備付けや請求書等の保存に関するルールの変更点

令和5年(2023年)10月1日から導入される「インボイス制度」では、上記1.で述べた帳簿の備付けや請求書等の保存に関するルールについて、適格請求書発行事業者は原則、他の事業者の求めに応じてインボイス(適格請求書、適格簡易請求書もしくは適格返還請求書)を交付等し、それらのインボイスの写し等を保存しなければならないと定められています。

つまり、これまでの売上げについては必要事項を記載した帳簿の保存のみが要件とされていたものが、インボイス制度開始後は、適格請求書発行事業者は売上げにかかる帳簿だけでなく、交付等をした売上げにかかるインボイスの写し等についても自社で保存する必要があるということになります。

【参考】

消法30、58、新消法57の4、国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」など



(文責:内田)

編集後記

暦の上では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えますので、ご自愛ください。

かなた新聞

KANATA SHINBUN

令和4年  
5月1日発行  
第154号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040 ■相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

薫風の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

テレビを開ければウクライナの惨状が日夜報道され、暗澹たる思いに胸が塞がれますが、そのような中、私が楽しみにしている一つのニュースがあります。

それは、堀江謙一さんの太平洋単独無寄港横断トライアルに関する報道です。

堀江さんは今年83歳。ちょうど60年前に世界で初めて同じく単独で、日本からサンフランシスコに今回と同じサイズの小さなヨットで横断に成功したことは、著書「太平洋独りぼっち」などで有名です。

今回は逆のコースで、3月26日にサンフランシスコを出航しています。

先月16日には、予定より一週間早くハワイのオアフ島沖を通過。

最初の一週間は船酔いに悩まされたなどと近況を伝えてきて、こんなベテランでも船酔いをするのかと、妙な共感を得ました。

順調にいけば6月上旬に兵庫県西宮市に到着する予定だという事ですが、60年前に比べてヨットの建造技術や、通信技術、保存食料品の製造技術などが格段に進歩したこ

とは間違いのないとは言え、83歳という高齢で太平洋単独無寄港横断を目指すというのは並大抵ではありません。

ここでちょっと経営の話。著名な経営学者ピーター・F・ドラッカーの言葉に「無為のリスク」というものがあります。

ドラッカーはこの言葉について次のように述べています。「事業においては、リスクを最小にすべく努めなければならない。だがリスクを避けることにとらわれるならば、結局は最大にしてかつ最も不合理なリスク、すなわち「無為のリスク」を負う」(『創造する経営者』)。

「無為のリスク」とは、未来や機会に挑戦しないリスク、つまり「何もしないリスク」を言います。

「現状維持は衰退である」と言われるほど変化の激しい今日、ドラッカーは「何もしないということは、環境の変化に身を任せ、自ら陳腐化させられる道を選択しているのに等しい」とも言い、結果として、不合理で最大のリスクを背負うことになる指摘しているのです。

堀江さんも、ホームグラウンドである兵庫県の瀬戸内海でヨットを操る日々を過ごしていれば、それはそれで十分なのでしょうが、今回は敢えて大きなリスクを取って太平洋横断に乗り出した。

彼にとっては、「何もしないリスク」を選ぶより、今船上ではるかに大きな喜びを得ているのだろうなと思ったところ。

コロナ感染も一向に衰えず、気掛かりが続くなかゴールデンウィークも今一つ冴えませんが、皆さまには十分健康にご留意頂き、毎日をお元気に過ごされますよう、心からお祈り申し上げます。



- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 Q&Aコーナー
- P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しておりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

新・退職所得の受給に関する申告書  
～改正点と概要～

2022年に入って、退職金支給時に受給者から提出を受ける申告書が2回改正されています。これらの改正点と、新しい申告書の概要を確認します。

支給時の源泉徴収事務

退職手当を支給する際には、原則、源泉徴収事務が発生します。具体的には退職手当等に対して源泉所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ)と住民税を計算して差し引き、原則、翌月10日までに納める手続を行います。退職手当等の受給者へは、原則、支給時に支払明細書、退職後1ヶ月以内に源泉徴収票・特別徴収票をそれぞれ交付します。

差し引く源泉所得税の計算方法は、「退職所得の受給に関する申告書」の提出があるかないかで、次のとおり異なります。

提出有無	計算方法
提出あり	退職手当等の受給者の勤続年数等に応じた計算式により計算(住民税は未提出でもこの計算を準用)
提出なし	退職手当等に対して20.42%の税率を乗じて計算

「退職所得の受給に関する申告書」(住民税は「退職所得申告書」として兼用)は、退職手当等の受給者がその支払を受ける時までに支払者へ提出する書類です。この提出を受けた支払者は、提出期限の翌年1月10日から7年間保管し、その間に税務署長から求めがあった場合は税務署へ提出します。

申告書の改正

「退職所得の受給に関する申告書」は、2022年(令和4年)1月と4月に改正がありました。

いずれも以下の令和3年度税制改正に伴い、改正されたものです。

(1) 【1月】勤続年数5年以下の者への退職手当等に係る課税の改正

退職所得の金額は、原則、次の算式により計算します。

$$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$$

ただし、勤続年数5年以下の者の退職手当等(税法上の役員等の立場で受けた退職手当等を除く)について、退職所得控除額を控除した残額が300万円を超えるときは、上記算式ではなく、次の算式により退職所得の金額を計算する改正が行われました。この改正は、2022年1月1日以後支払われるべき退職手当等からの適用です。

$$[(収入金額 - 退職所得控除額) > 300万円の場合] \\ 150万円 + (収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額))$$

(2) 【4月】確定拠出年金法改正に伴う改正

確定拠出年金法が2020年に改正され、確定拠出年金における老齢給付金の受給開始時期が、2022年4月1日から次のようになりました。

改正前	改正後
加入者資格喪失後の60歳から70歳までの範囲で選択可	加入者資格喪失後の60歳から75歳までの範囲で選択可

この改正に伴い、退職所得控除額の特例計算の適用要件の一つ、“その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合の期間”について、次の改正がありました。この改正は、2022年4月1日以後に支払を受けるべき確定拠出年金法の老齢給付金として支給を受ける一時金について適用します。

改正前	改正後
14年内	19年内

新しい申告書

2022年以降に「退職所得の受給に関する申告書」を作成する場合、①1月から3月まで、②4月以後、とで異なります。ここでは、②の「退職所得の受給に関する申告書」をもとに概要を確認します。

【退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書(2022年4月以後)】

**[A] すべての人が記載します。**  
他に退職手当等の支払を受けたことがなければ、これより下([B]以下)の記載は不要です。

- (用語の定義)  
 ①特定役員等勤続期間…特定役員退職手当<sup>※1</sup>に係る勤続期間  
 ②短期勤続期間…短期退職手当<sup>※2</sup>に係る勤続期間  
 ③一般勤続期間…一般退職手当<sup>※3</sup>に係る勤続期間  
 ④年数…1年未満の端数切上げ([B]以下も同様)

- ※1 税法上の役員等としての勤続年数(以下、特定役員等勤続年数)が5年以下である人がその特定役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの  
 ※2 短期勤続年数(税法上の役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等としての勤務期間がある場合はその期間を含む)に対応する退職手当等のうち、特定役員退職手当等以外のもの  
 ※3 退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等以外のもの

**[B] 次に該当する場合に記載します。[E]も記載。**  
 ※次の退職手当金等に係る源泉徴収票・特別徴収票の写しを添付  
 本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合

**[C] 次に該当する場合に記載します。[E]も記載。**  
 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受けている場合には、19年内<sup>2)</sup>)に退職手当等の支払を受けたことがある場合  
 ※3月末までは14年内

**[D] 次に該当する場合に記載します。**  
 [A]又は[B]の退職手当等に係る勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間の一部でも通算されている場合

**[E] [B]又は[C]の記載対象者が記載します。**

すべての人が記載します。  
 支払者の法人番号(個人番号)以外を記載します。

申告書の出典:国税庁HP「[手続名]退職所得の受給に関する申告(退職所得申告) 令和4年4月1日以後「退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)」」<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/391-2.pdf>

申告書の裏面には「申告書の書き方」があります。詳細はそちらでご確認ください。

参考:国税庁HP「令和4年版 源泉徴収のあらまし 退職所得の源泉徴収事務」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2021/pdf/05.pdf>ほか

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたと、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】  
 55,000円(税込)/名  
 2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ:かなた税理士法人  
 027-361-5568 担当:森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から